令和７年（ヒ）第３００９号
大阪市北区中崎西２丁目６番６号パステル２―301号
清算株式会社　株式会社アンデルセン
代表清算人　後藤　　隆
1　決定年月日　令和７年４月25日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第３０１０号
大阪市中央区農人橋１丁目４番31号
清算株式会社　株式会社イーナリンク
代表清算人　林　　和男
1　決定年月日　令和７年４月25日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１００１号
島根県浜田市金城町追原39番地１
清算株式会社　株式会社金城観光ホテル
1　決定年月日　令和７年４月21日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
松江地方裁判所浜田支部

令和６年（ヒ）第５号
福岡県久留米市東合川２丁目３番39号
清算株式会社　ＬＥシステム株式会社
1　決定年月日　令和７年４月25日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所久留米支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２００２号
東京都墨田区太平４丁目23番19号
清算株式会社　株式会社ブンカゴム
代表清算人　市原　克己
1　決定年月日　令和７年４月24日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　本協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、令和７年１月27日（開始決定日の前日）までの原因に基づいて発生した協定債権（以下「特別清算債権」という。）及び特別清算債権に係る同月28日（開始決定日）以降の利息及び遅延損害金とする。
２　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑵　按分弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　弁済及び免除
１　特別清算債権に対する弁済及び免除
⑴　弁済方法
特別清算債権については、以下の方法により弁済する。
ア　資産換価代金から、清算結了までに発生し及び発生すると予想される共益的債権及び優先的債権の全額を控除して、弁済原資総額を算定する。
イ　本協定の認可決定確定後１か月以内に、上記アを弁済原資として、各協定債権者が有する特別清算債権の金額に応じて按分弁済する。
⑵　免除方法
特別清算債権については、上記⑴イの弁済時において、弁済後の残債権額について全額免除を受ける。
２　開始決定日以降の利息・遅延損害金の免除
特別清算債権に係る令和７年１月28日（開始決定日）以降の利息・遅延損害金については、本協定認可決定確定時に、全額免除を受ける。
第３　残余財産の処理
上記第２の１⑴イの弁済終了後において、清算株式会社に新たな財産が発見された場合には、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から共益的債権及び優先的債権の全額を控除した残額を弁済原資として、上記第２の１⑴イによる弁済後の残債権額に応じて按分弁済する。この場合においては、弁済額の範囲において、特別清算債権についての免除は撤回されたものとする。
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２００３号
東京都中央区日本橋人形町２丁目30番５号
清算株式会社　株式会社大喜
代表清算人　荻野　　洋
1　決定年月日　令和７年４月23日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　協定債権
協定債権とは、株式会社大喜（以下「清算株式会社」という。）に対し、特別清算開始決定前の原因に基づいて生じた債権元本、利息及び遅延損害金をいい、同債権を有するものを「債権者」という。
２　債権譲渡等がなされた場合の取扱い
特別清算開始決定日以降、協定債権の譲渡、代位弁済、合併、会社分割等を原因として、協定債権の全部または一部について協定債権者の変更があった場合においても、権利の変更は、別表の「協定債権額」欄記載の各金額を基準として行う。
３　弁済基準額
弁済基準額とは、各協定債権者が清算株式会社に対して有する協定債権の内、利息及び遅延損害金を除いた債権元本の額をいう。
４　端数の処理
権利の変更の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
５　弁済の方法
本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する銀行預金口座宛に振込送金する方法により行うものとし、振込送金にかかる費用は清算株式会社の負担とする。
第２　一般債権
１　最終弁済
清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から２週間以内に、清算株式会社が有する現預金（預け金を含む）から必要な費用を控除した残額を弁済原資とし、弁済基準額を基準に按分比例して弁済する。
２　免除
⑴　清算株式会社は、協定認可決定確定日に、協定債権のうち利息及び遅延損害金について、全額免除を受ける。
⑵　清算株式会社は、協定認可決定確定日に、協定債権者荻野洋の債権全額について、債務の免除を受ける。
⑶　清算株式会社は、第１項における弁済と同時に、協定債権額から既弁済額を控除した協定債権元本の残額について、その債務の免除を受ける。
３　追加弁済
前記最終弁済後、清算株式会社に新たに財産が発見されたときは、これを速やかに換価し、その換価費用その他優先債権等を控除した残額を追加弁済の原資とし、各協定債権者の弁済基準額から最終弁済額を控除した残額を基準に按分比例して追加弁済する。この場合においては、最終弁済と同時に生じた免除の効力は、追加弁済額の限度で遡って効力を失う。
第３　優先債権、共益債権の弁済
国税徴収法又は国税徴収の例により徴収することを得べき債権、労働債権等の優先債権及び協定債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用、清算業務の遂行に要する費用等共益債権については随時弁済する。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０１５号
東京都千代田区丸の内１丁目９番２号グラントウキョウサウスタワー
清算株式会社　株式会社ＫＫ
代表清算人　楠見健次郎
1　決定年月日　令和７年４月24日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、株式会社ＫＫ（以下「清算株式会社」という）に対する本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。
２　利息・遅延損害金の免除
協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。